



最高裁秘書第629号

平成29年2月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

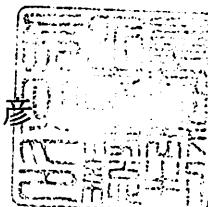
諮問番号 平成28年度（最情）諮問第30号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年2月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

() 記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年2月16日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、苦情の申出をする旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の制作費用が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月18日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 諒問庁としての最高裁判所の考え方及びその理由

裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」は、裁判所職員の採用及びこれに関連する情報を発信する場面において活用することを目的として作成されたものであるところ、作成に当たり費用は発生していない。

よって、本件申出に係る文書を作成し、又は取得したことではなく、不開示とした原判断は相当である。